

2022 年度におけるスチュワードシップ・コードの実施状況に関する自己評価

スチュワードシップ・コード原則 7 に則り、2022 年度（2022 年 4 月～2023 年 3 月）における当該コードの各原則（指針を含む）の実施状況について自己評価しましたので、その結果を以下のとおり公表します。

【原則 1】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである

（自己評価）鎌倉投信（以下、当社という）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に係る、スチュワードシップ責任を果たすための方針を以下のとおり当社ホームページに公表しています。

- 投資家の長期的な資産形成と社会の持続的発展に貢献するために、これからの日本にほんとうに必要とされる「いい会社」の株式等に投資をし、「いい会社」が「いい会社」で在り続ける限り保有しつづけること。
- 投資に際しては、短期的な業績や株価の上昇を追い求めず、「いい会社」の発展・成長を長期にわたって応援することで、会社の本質的な価値や社会における存在価値を高め、持続的で豊かな社会形成や、社会に貢献する会社とのかかわりによって得られる受益者（投資信託の投資家）の「こころの満足度」の総和を高めること。
- 投資先企業との対話のみならず、受益者との対話も同様に大切だと考え、当社と投資先企業、更には受益者との丁寧な対話を通じて、三者が信頼で結ばれる投資の在り方を目指すこと。

【原則 2】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである

（自己評価）当社は、特定の金融・企業グループに属さない独立した単一企業のため、当社と顧客・受益者との利益相反は生じません。なお、投信運用部門と投資事業部門間の情報隔壁を適切に管理・運営しているため、ファンド間の利益相反も生じにくい体制です。また投信業務においては、自己資金での投資信託の設定はおこなわない方針であることや、販売経路が直接販売のみであるため、販売会社と顧客・受益者との利益相反は生じないなど、利益相反またはその虞が生じにくい体制です。なお、当社において主に注意すべき利益相反事項は役職員の証券投資であり、役職員の証券投資については社内規程を定めて厳格に管理しています。

【原則3】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである

（自己評価）当社の運用担当者は、日常的かつ継続的に情報収集ならびに調査・分析をおこないました。投資先企業の調査活動にあたっては、財務諸表や商品、サービス等の目に見える価値の評価にとどまらず、経営理念や組織風土、人財を育成する力、社員間や取引先との信頼関係などの目に見えない普遍的な価値にも着目し、経営者や社員、取引先等との対話をとおして、当社が考える「いい会社」の評価軸からの乖離の有無などを確認するなど、実態の把握に務めました。

【原則4】 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである

（自己評価）当社は、従来から、投資先企業に対して当社の投資哲学や運用姿勢を十分に伝えると共に、当社の投資基準に照らして投資した会社については、その経営方針を支持することを基本姿勢としています。そのうえで、当社独自の評価視点から、問題を抱えると判断した企業や不祥事、業績の著しい不振等により投資政策委員会が必要と判断した企業を重点対話先企業として選定し、経営陣やIR担当者等との対話の頻度を上げ、課題の改善状況をフォローするなど、実効性のあるエンゲージメント活動に取り組みました。また、複数の投資先企業からの要請に応じ、持続可能な企業経営に向けて優先して取り組む重要課題（マテリアリティ）の特定について、議論する場をもちました。

【原則5】 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるように工夫すべきである

（自己評価）当社は、形式基準や議決権助言会社に頼らず、「議決権行使方針」および社内ガイドラインに則り、受益者の長期的な資産形成における利益と投資先企業の健全で持続的な社会形成を目指して、適切に議決権を行使しています。また重要な議案がある場合や企業からの要請がある場合には当該企業と議案についての対話をおこない、その内容を踏まえたうえで議決権行使賛否等の判断をおこないました。議決権の行使結果については、議案の種類ごとの集計値を当社ホームページに公開しています。また個別投資先企業の議案については、会社提案については反対議案のみ、株主提案については賛成議案のみを、その理由も含めて当社ホームページに公開しています。【議決権行使結果】([こちらから](#))

【原則6】 機関投資家は、議決権行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである

（自己評価）当社は、運用状況ならびに投資先企業の取り組み、スチュワードシップ責任等について、法令等で定める運用報告書の交付に加え、運用報告会の開催や月次で発行する運用報告書「結いだより」や当社ホームページ等を通じて受益者に報告しました。また、投資家、投資先企業、運用者が一同に集い、顔が見える投資の形を体感できる場として「受益者総会」®を開催したほか、投資先企業の取り組みをお伝えすることなどを目的として「いい会社の経営者講演」や「いい会社訪問」®などのイベントを開催しました。なお、2022年度の催しは新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、インターネット上での開催を主としましたが、感染対策による行動制限の緩和を受け、対面も組み合わせたハイブリット形式のイベントも開催しました。

【原則7】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである

（自己評価）運用担当者はスチュワードシップ活動に関する実行力を高めるために、社内勉強会を通じた社会的な課題の俯瞰的な調査に加え、企業が開催するサステナビリティ説明会や、各種団体・証券会社などが開催するセミナー、学識者等を講師に招いた勉強会に参加し、情報収集や分析力の向上に努めました。また、当社は、運用担当者が投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための必要な知識の習得や能力の向上のために、研修支援などに取り組みしました。

以上